

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成28年2月23日（平成28年（行個）諮問第31号）

答申日：平成28年9月8日（平成28年度（行個）答申第91号）

事件名：本人が提出した請願書に関して特定大学等に対する問合せの内容が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定日A付け異議申立人が総務大臣に提出した請願書に対して、特定日B付け総務省自治財政局財務調査課から連絡文書を受領した。当該事項に関し、総務省が特定市及び特定市立大学に対する問い合わせの分かるもの全て（それ以降、現在まで含む。）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成27年11月19日付け総財務第194号により総務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

原処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書等を特定して、開示を求めます。

イ 異議申立ての理由

特定日C、請求の内容を「特定日A付け異議申立人が総務大臣に提出した請願書に対して、特定日B付け総務省自治財政局財務調査課から連絡文書を受領した。当該事項に関し、総務省が特定市及び特定市立大学に対する問い合わせの分かるもの全て（それ以降、現在まで含む。）」との個人情報開示請求に対して、平成27年11月19日付け総財務第194号によって、開示しないこととした理由を「開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作成・保有

していないため。」として、全部非開示としました。

特定日C、総務省に出向き、中央合同庁舎第2号館2階の行政情報総合案内センターにおいて、特定職員Aに説明後、渉外担当の特定職員B立ち合いの下、自治財政局財務調査課特定職員Cから保有個人情報開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」について、「特定市及び特定市立大学に対する照会及び指導」から「特定市及び特定市立大学に対する問い合わせ」にするよう補正を受けました。総務省は情報公開及び個人情報保護の主管省でありながら、総務省にわざわざ出向き、担当職員から開示請求内容について直接補正を受けたにも拘わらず、何故、全部非開示になるのでしょうか。

さらに、その時、総務省から返送された請願書を持参し、特定市及び特定市立大学の法令違反の行為を説明し、「地方公務員法違反」であることを確認してもらいました。地方公務員法は法令であり条例ではありません。これが何故、条例違反なののでしょうか。間違いなく法令違反です。

したがって、特定職員Cの説明する「条例違反であるため、総務省の地方独立行政法人法122条3項及び4項に規定する違法行為等の是正命令はできない。」という理由の根拠は全くの見当違いです。総務省の是正命令は間違いなく可能です。

また、当該事案に関しては総務省の「コンプライアンスに関する情報の受付」に、特定日D、以下のとおり電子メールで訴えました。

特定日E、「特定市及び公立大学法人特定市立大学（以下「特定市立大学」という。）に対して、地方独立行政法人法122条3項及び4項に規定する違法行為等の是正命令等をお願いする」請願書の提出について、中部管区行政評価局行政相談室で請願内容を詳細に聞いて頂き、総務省自治財政局財務調査課（以下「財務調査課」という。）に送付するよう教示され、特定日A、発送しました。

特定日F、財務調査課から1枚の連絡文書を添付した請願書が返送されてきました。「総務省宛てに送付された書類について、条例違反は是正措置の対象外となっており、特定市立大学及び特定市に聴取の結果、法令違反の事実は確認できず、要望した事案については、違法行為等の是正の対象にはあたらない。本件については、特定市立大学及び当該法人の設立団体である特定市に相談ください。」とのことでした。

3年前の出勤簿の改ざんは条例違反ではなく刑法156条違反です。公文書を故意に廃棄することも同様に刑法258条違反です。さらに開示対象文書の恣意的特定及び開示対象関係文書の1年以内の廃棄も法令違反です。それらについては証拠書類を添付しまし

た。条例違反については、総務省から特定市立大学及び特定市を「指導」すべきであって、当方に「相談」を促すことではありません。

特定日G，情報公開請求の方法を教示して頂いた総務省渉外担当様に「不作為についての不服申立て」方法教示をメールしました。

特定日H，財務調査課から特定日Gのメールを確認したいため電話連絡をしたいので、当方の電話番号を教えるようメールが届きましたが、今更、不作為の申立て対象の方と電話で話すこともないのでお断りしました。

特定日I，財務調査課の連絡文書と同様の回答メールが返ってきました。

特定日Gのメールは、「申し立て（請願書）」に対する総務省のご対応が特定日Bの財務調査課からの連絡文書であるとするれば、処分をして頂いたのではなく、「門前払い」であると思いますので、貴大臣に対して「不作為についての不服申立て」を行いたいから送付先を問い合わせたものです。それにも拘わらず3週間足止めしたことも理解できませんし、提出先の教示もありませんでした。

このことについては、国民の権利を侵害していると思いますので、調査して頂くと共に、不作為についての不服申立て先を教示してください。

メールを送信してから1か月経っても何らの返信も頂けなかったため、特定日J，以下のとおり再度、電子メールで訴えました。

特定日C，特定日A付け総務省に提出した「特定市及び公立大学法人特定市立大学の法令違反の申し立て（請願書）」に対する総務省の「不作為」の調査及び不作為についての不服申立て先の教示をこの宛先に送付しました。

既に、1か月が経っておりますが、メールは届いているのでしょうか。宛先が違っているのでしたら、そのようにご教示ください。お手数をお掛けしますが何らかのご回答を頂けませんか。

なお、特定市及び特定市立大学に対して「特定月Aから特定日Cまでに、総務省自治財政局財務調整課から特定市（特定市立大学）に照会のあった事項について、問い合わせ事項及び回答等やり取りの分かるもの全て（電話連絡簿及び電子メール等を含む）」を関示請求したところ、両機関から「不存在による行政文書非公開決定通知書」を受け取っています。よろしくお願ひします。

特定日特定時間A，漸く、総務省コンプライアンス室から電子メールを受信しました。

「この度、総務省コンプライアンス室にお寄せいただきました案件

につきまして御連絡申し上げます。

総務省に対する不作為の不服申立てをなされる場合は、

(1) 異議申立人又は審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住
所

(2) 当該不作為に係る処分その他の行為についての申請の内容及
び、年月日

(3) 異議申立て又は審査請求の年月日

を記入した不服申立書を、処分庁宛てに郵送いただければ、行政不
服審査法に則った手続を進めさせていただきます。以上、よろしく
お願い申し上げます。」

特定日特定時間 B、再度、総務省コンプライアンス室から電子メー
ルを受信しました。

「今回の請願書の取扱いについて、財務調査課は、請願書に記され
た内容を検討した結果、条例に規定する個人情報の開示を含めた取
扱いに関するものであるため、総務省では対応できないものと判断
し、その旨を文書でお伝えするとともに、添付書類に異議申立人の
個人情報的大量に記載されていたため、請願書を返送することとし
たものであると説明しています。

財務調査課は請願書を受け取ったうえで検討結果を文書で回答して
いることから、請願書を受理し誠実に処理したものと認められま
す。」

総務省コンプライアンス室から「請願書を受理し誠実に処理したも
の」との結論を頂いているが、当方の請願書は既に3月に返却され
ており、「開示請求に係る保有個人情報が記録された行政文書を作
成・保有していないため。」という開示される文書等が総務省に全く
存在しない状況の中で、総務省コンプライアンス室はどのような調
査をされたのか大きな疑義が生まれました。

一方、総務省行政管理局は、平成27年4月1日から「行政手続法
が改正されました！！」と国民に大々的に宣伝しています。まさか
不作為ではないでしょうかから、処分庁が自ら指示して、財務調査課
及びコンプライアンス室が組織的な不作為又は行政文書の隠蔽を行
っていないことを証明するため、開示対象となる文書等の適切な特
定を行い、適正に関示すべきです。

以上の理由から、公務に携わっている職員の観点から開示義務があ
るので、行政不服審査法に規定する不服申立てを行います。

(2) 意見書 1

ア 反論意見の趣旨

原処分により処分庁が全部非開示決定した処分を却下し、適正な文

書等を開示することが適当である旨の答申を求めます。

イ 反論意見の理由

平成27年10月20日、請求の内容を「特定日A付け異議申立人が総務大臣に提出した請願書に対して、特定日B付け総務省自治財政局財務調査課から連絡文書を受領した。当該事項に関し、総務省が特定市及び特定市立大学に対する問い合わせの分かるもの全て（それ以降、現在まで含む。）」との個人情報開示請求に対して、原処分によって、開示しないこととした理由を「開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書を作成・保有していないため。」として、全部非開示としました。

平成27年11月25日付け処分庁に対する異議申立書にも記載したとおり、総務省コンプライアンス室は、特定日特定時間C、送受信の電子メールにおいて「財務調査課は請願書を受け取ったうえで検討結果を文書で回答していることから、請願書を受領し誠実に処理したものと認められます。」と記載しています。「開示請求に係る保有個人情報記録された行政文書を作成・保有していない」状況下で、どうして、「誠実に処理したものと認められる」と断言できるのかはなほ疑問です。それとも、コンプライアンス室は調査もせず、そのような結論を導き出したとすれば、まさに国民に対する不作為です。

この総務省コンプライアンス室の国民（当方）に対する対応について、異議申立書であれ程記載したのに、総務省の理由説明書に全く述べられていないのは何故でしょうか。総務省も特定市総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室と同様、全く機能していない証拠で、総務省及び特定市にとって、「コンプライアンス」という文字は単なる記号なのではないでしょうか。総務省のホームページには、『平成21年7月、「公文書等の管理に関する法律」（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）が制定されました。公文書管理法の制定により、政府全体が統一されたルールに基づいて、公文書等の作成・管理を行うことになりました。』と立派に書いてあるにも拘らず、理由説明書の「4. 諮問庁の意見」の「○総務省における異議申立人の請願書等に対する対応の経緯について」及び「○本件開示請求を全部不開示とした理由について」に重複して、「特定市及び特定市立大学に対して照会・問い合わせなどを行い、かつ、照会・問い合わせなどの内容とともに異議申立人の個人情報を記録した行政文書を作成するという事はしていない。」と繰り返して記載しています。

そもそも公文書は「当該官庁の意思決定過程を残す」ためのもので

あり、その文書によって、説明責任を果たさなければなりません。「請願書の提出」という憲法にも保障された国民の権利に対する対応について、「意思決定過程を残す」必要がないのでしょうか。何故、他省庁の行政評価を行っているような総務省がこのような基本的なこともできないのでしょうか。

このように、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する前に、当方からの異議申立てによって、総務省は不作為であることを反省し、特定市及び特定市立大学に対して、直ちに適正な是正勧告及び指導を行うべきです。

したがって、これも処分庁あて異議申立書にも記載したが、総務省自治財政局財務調査課及びコンプライアンス室が組織的な不作為又は行政文書の隠蔽を行わず、公文書管理法を遵守していることを証明するため、開示対象となる文書等の適切な特定を行い、適正に開示させて頂きたいと思えます。

ウ 理由説明書※1及び※2に対する反論意見

(ア) 理由説明書（下記第3の1）※1の特定日B付け連絡文書について

連絡文書には、「地方独立行政法人法122条3項及び4項に規定される違法行為の是正は、地方独立行政法人等の法令違反を対象としており、条例違反は是正指置の対象外となっています。」と記載されています。多くの法令違反の根拠文書を添付して証明しているにも拘らず、このような文書を作成することは総務省自体の不作為及び虚偽公文書作成の法令違反以外の何物でもありません。

このことについては、昨年4月、総務省渉外担当に「不作為についての不服申立て」についての照会のメールを送信したところ、財務調査課特定職員Cは慌てて特定市人材育成・コンプライアンス推進室から関係条例を取り寄せているという事実があります。

(イ) 理由説明書（下記第3の1）※2の補足意見について

特定日C、財務調査課特定職員C及び渉外担当の特定職員Bに面会する機会があり、請願書の内容については十分に説明を行ったところです。「地方公共団体が開示対象文書を隠蔽することは地方公務員法違反である。」と特定大学法科大学院特定教授から聞いていたので、そのことを尋ねると、特定職員Cは「地方公務員法はうちじゃない。」と言い放ち、特定職員Bは「分からないので、Yahoo検索で調べる。」と教示してくれました。後に調べたところ総務省の担当のようだと結論が出ました

一国民に対する対応の仕方としては、相談に行ったことのある法務省、文科省及び中部管区行政評価局に比べ、最悪でした。総務省

本省は2年半前の出勤簿の改ざんを何故放置できるのでしょうか。特定市立大学の出勤簿は条例で規定されておらず、条例違反ではなく法令違反であることも本省に情報公開請求に行った時に申し上げました。

総務省は不作為を隠蔽するために、「請願内容のどの事項が地方公務員法のどの規定に違反するかも示されておらず、総務省において確認した事実はない。」などと中央官庁の職員が虚偽を述べていて良いのか、何故、情報公開請求の手続きに2時間以上要したのか、今後、はっきりさせていきだいたいと思っています。

また、総務省から当方に返送されている請願書の添付書類については、「添付書類：法令違反の根拠文書等」一覧表で甲1から甲19として説明しているので送付しませんが、審議に際し必要になるようでしたら、ご一報いただければ、直ぐに提出いたします。

エ 追加の参考事項

特定日Kから現在までの総務省渉外担当と当方とのメールのやり取りがありますので、参考事項として記載します。

特定日特定時間D [当方から総務省に依頼メール]

「昨年、特定日Cには、急な訪問にも拘らず、特定職員A及び特定職員Bにご対応頂きありがとうございました。その後、特定職員Bから伺ったとおり、総務省から返送された請願書を持って、まずは与党側特定市議と面会しました。

先日の総務省時と同様、出勤簿改ざん及び非開示決定書が虚偽公文書等法令及び条例違反を認めてもらいました。特定市長に報告後、3か月資料を持ち込んで、総務局総務課員に特定市立大学を調査させたようです。

条例違反及び法令違反の証拠があるにも拘らず、結局、地方独立行政法人法122条の是正措置命令はおろか、条例違反等の職員の処分さえもできないとのことでした。特定市長は条例違反に対して対応しないようです。

特定市立大学の様々な法令等違反行為を特定市そのもの（市民経済局市民生活部市政情報室）が幫助しています。例えば、個人情報保護審議会の答申案を審議会事務局ではなく、実施機関である特定市立大学が作成していました。特定市立大学は全てのやり取りをメールで行っていたのに、「単なる通知メール」として答申させ、開示せず、隠蔽しました。

昨年5月22日開催の個人情報保護審議会の意見陳述において、会長がそれらのメールの開示を約束しました。ところが、今だに開示されません。特定市立大学及び特定市の組織ぐるみの条例違反等が

証明されるためです。

総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室及び特定市長はそれらの違反行為の存在を当方からの「市長ホットライン」通報にて把握しながら隠蔽しています。

結局、多くの条例違反及び法令違反が判明していますが、市会議員では何もできないとのことでした。

したがって、特定市立大学だけでなく特定市自体に対して、是正勧告をして頂きたいと思えます。

現在もさらに、特定市及び特定市立大学は条例違反等を積み重ねています。特定市の多くの不正の証拠を改めて提出したいと思えますので、総務省行政管理局宛てで良いのかご教示ください。よろしくお願いいたします。

特定日特定時間 E [総務省から当方にメール]

「特定日 K に総務省「ご意見・ご提案」フォームより御連絡いただいたことについて、以下のとおり回答いたします。

【行政管理局回答】

総務省行政管理局は、行政機関・独立行政法人等の個人情報保護法を所管しておりますので、その立場からお答えいたします。個人情報の取扱いについては、その個人情報の保有・取扱いを行う主体により規律するルールがそれぞれ異なっています。

- (i) 国の行政機関については「行政機関個人情報保護法」、
- (ii) 独立行政法人等（独立行政法人、国立大学法人、一部の特殊法人・認可法人等）については「独立行政法人等個人情報保護法」、
- (iii) 地方公共団体については各地方公共団体が定める「個人情報保護条例」、
- (iv) 民間企業等の (i) ~ (iii) 以外の団体については「個人情報保護法」（個人情報保護委員会所管）がそれぞれのルールとなります。

このうち、総務省行政管理局で所管しているのは、(i) と (ii) だけです。

いただいたご照会は、特定市立大学の保有個人情報の取扱いに関するものですので、(iii) の「個人情報保護条例」により規律されるものと考えます。

当局は、地方公共団体の個人情報保護条例について何らかの見解を示す、また、地方公共団体の保有する個人情報の開示・不開示に個別の判断を差し挟む立場にございません。

恐れ入りますが、この件は、特定市の個人情報保護担当部局にご相

談ください。」

特定日特定時間 F [当方から総務省に質問メール]

「地方公共団体の法令違反（地方公務員法違反）に対し、対処する総務省の部署はどこですか。」

特定日特定時間 G [総務省から当方にメール]

「特定日 L に総務省「ご意見・ご提案」フォームよりご連絡いただいたことについて、地方公務員法の所管課からの回答は以下のとおりです。」

【回答】

地方公務員法は、自治行政局公務員部公務員課が所管しておりますが、地方公共団体の職員が地方公務員法に違反した場合の対応は、各地方公共団体の任命権者において適切に行うべきものです。」

特定日特定時間 H [当方から総務省に質問メール]

「地方公共団体の長を含む組織的な地方公務員法違反の対応は、総務省自治行政局公務員部公務員課ですか。」

特定日特定時間 I [総務省から当方にメール]

「地方公務員法は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、給与、勤務条件、服務及び懲戒等、人事行政に関する根本基準を定めたものです。」

なお、地方公共団体の長は特別職の地方公務員（地方公務員法 3 条 3 項 1 号）であり、地方公務員法の適用は受けない（地方公務員法 4 条 2 項）こととなっております。」

ご指摘の組織的な地方公務員法違反が何を指すか明らかではありませんが、先にご回答しておりますとおり、あくまでも、地方公共団体の職員が地方公務員法に違反した場合の対応については、各地方公共団体の任命権者において適切に行うべきものです。」

特定日特定時間 J [当方から総務省に質問メール]

「地方公共団体の任命権者を含む組織的な法令違反の通報先は総務省ではないのですか。」

特定日特定時間 K [総務省から当方にメール]

「特定日 M に総務省「ご意見・ご提案」フォームよりご連絡いただいたことについて、以下のとおり回答いたします。お問い合わせに対する回答は、当省から特定日 N 及び特定日 O にお送りしたメールのとおりで。」

なお、法令違反が刑法等に関するものであるのであれば、司法当局にお問い合わせいただくべきものと考えられます。」

特定日特定時間 L [当方から総務省に質問メール]

「当方の質問の意図が伝わらなかったようですが、「はい」か「い

いえ」でお答えください。」

特定日特定時間M [総務省から当方にメール]

「組織的な法令違反がどの法令のどの規定に違反するものなのか明らかでなく、どのような権限に基づき当省の関与が求められているのか分かりかねますので、先にご回答していることのほか、当省として申し上げることは困難であります。

この点について、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。」

当方の単純明快な質問に対して、相変わらず、総務省からは屈折した返答しか得られませんので、総務省がどのような仕事をしているのか極めて疑問です。

(3) 意見書2

ア 補充意見の趣旨

平成27年11月19日付け総財務第194号により総務大臣が全部非開示決定した処分を却下し、当方の請願書に対して不作為でないことの説明責任を果たせる適正な文書等を開示することが適当である旨の答申を改めて求める。

イ 補充意見の理由

平成21年7月、公文書管理法が制定され、さらに、平成26年6月、行政手続法が改正された。行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利権益の保護に資することを目的とした法律の改正で、それらを所管する総務省のパンフレットに「国民が、法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対し、それを是正するための処分や行政指導を求めることができる仕組みを設けました。」と記載されている。意見書1において、特定日Kから特定日Pまでの総務省渉外担当と当方とのメールのやり取りを追加の参考事項として記載した。特定日特定時間N、総務省から当方に回答メールがあったので追記する。

特定日特定時間N [総務省から当方に回答メール]

「特定日Q及び特定日Rに総務省「ご意見・ご提案」フォームよりご連絡いただいたことについて、以下のとおり回答いたします。

【特定日Q】

問 総務省行政管理局の「平成27年4月1日から行政手続法が改正されました！！」というパンフレットは虚偽ですか。

答 パンフレット「平成27年4月1日から行政手続法が改正されました！！」に記載されているとおり、平成27年4月1日に施行された改正行政手続法では、国民が、具体的な法令違反の事実を発見し、その法令違反の是正のために必要な処分や行政指導がされていないと考える場合に、求める処分や行政指導を行う権限

を有する行政機関に対しその処分や行政指導を求めることができます。

また、地方公共団体が条例等に基づいて行う処分や行政指導については、行政手続法の適用はなく、各地方公共団体において定められる条例の趣旨に則り適切に対応されるべきものと考えられます。

【特定日 R】

問 特定市の法令違反の申出方法をご教示ください。

答 法令違反がどの法令のどの規定に違反するものなのか明らかでないため、お答えすることは困難です。」

総務省渉外担当と当方とのメールのやり取りは以上ですが、意見書 1 に記載したとおり、特定日特定時間 K の総務省から当方に対する回答メールで、「法令違反が刑法等に関するものであるのであれば、司法当局にお問い合わせいただくべきものと考えられます。」との記述があるにも拘らず、「特定市の法令違反がどの法令のどの規定に違反するものなのか明らかでないため、お答えすることは困難です。」という矛盾した回答が最後に返ってくるのは全く納得できないところである。

特定日 S、特定管区行政評価局首席行政相談官室（以下「行政相談室」という。）に赴き、特定日 A 付け総務大臣に私共が提出した請願書を持参し、特定市及び特定市立大学の条例違反及び法令違反を説明すると共に、特定日 B 付け財務調査課からの連絡文書及び特定日 K から特定日 T 現在までの総務省渉外担当と当方とのメールのやり取りに対する不作為の申立てを口頭で行った。

特定日 U 付け行政相談室から回答があったので添付する（添付省略）。今回の開示請求に係る答申をもって、当該事項が不作為に当たるかどうか検討すると聞いた。開示文書等を求める答申であり、不作為の認定とは趣旨が違うのではないかと行政相談室に申し入れたが、総務省の見解は添付文書のとおり、総務本省内では「請願書に対する回答は必ずしも必要ではないので、文書をもって回答しただけでもありがたく思え。」というご意見もあったので、行政手続法が改正されている時流の中、総務省も特定市及び特定市立大学と同様で、旧態依然と国民を見下していることを痛感した。

また、特定日 B 付け財務調査課からの連絡文書には、「なお、送付いただいた書類につきましては、返送させていただきます。」と記述されていたので、実質の門前払いで全て返送されたものであると思っていたが、当初の総務省理由説明書には平成 26 年 12 月 25 日付け当方請願書の写しが添付されていたのは意外でした。今回、法

令違反の証明として当該請願書の写し及び主な添付資料を改めて提出する。

ウ 補充理由説明に対する反論意見

(ア) 法令違反事実がない旨の確認及び行政文書の作成状況に対する疑義

補充理由説明書に、「実際には、連絡文書及びご意見メールに対する回答メールを作成する過程において、電話にて特定市及び特定市立大学（連絡文書作成時のみ）に対して事情を聴取し、法令に違反する事実がない旨を確認した。なお、当該事情聴取に係る行政文書は作成していない。」との記載がある。

法令違反は請願書の添付資料等で詳細に説明及び法令違反の証拠を提示しているにも拘らず、特定市及び特定市立大学への電話照会だけで、「法令に違反する事実がない旨の確認」ができるはずがない。

また、意見書1にも記載してあるが、そもそも公文書は「当該官庁の意思決定過程を残す」ためのものであり、その文書によって、行政機関は説明責任を果たさなければならず、「法令違反の通報を含む請願書の提出」という憲法にも保障された国民の権利に対する対応について、当然、「行政文書をもって、意思決定過程を残す」必要がある。公文書管理法を所管する総務省がこのような極めて重要で基本的なことを疎かにし、法令に違反する事実がない旨を確認したというならば、法令違反を通報する文書に対して、どこがどう法令違反でないのか説明する責任がある。

(イ) 特定市及び特定市立大学の接触状況の虚偽

「電話にて特定市及び特定市立大学に接触したのは、連絡文書作成時のみ」という記載があるが、意見書1に記載したとおり、特定日B付け連絡文書発送後の特定月B中旬、総務省渉外担当に「不作為についての不服申立て」について、照会のメールを送信したところ、財務調査課特定職員Aは慌てて特定市コンプライアンス推進室から関係条例を取り寄せているという事実がある。

このことは、特定日V、総務省において財務調査課特定職員A及び渉外担当の特定職員Bに面会した時、特定職員A自身から直接聞いたことであり、市コンプライアンス推進室から開示を受けた文書（乙2）を添付する（添付省略）。当該文書には全面黒塗り文書が32頁（添付資料は省略）についており、この全面黒塗り文書は総務省が取り寄せた特定市個人情報保護条例及び特定市情報あんしん条例等ということであった。市コンプライアンス推進室が単なる条例を黒塗り開示すること自体、疑義のあるところであるが、財務調査

課が連絡文書発簡後の特定月 A 中旬にも特定市と接触したにも拘らず、「連絡文書作成時のみ」と記載しているのは間違いである。

(ウ) 開示請求書の補正に係る虚偽

「自ら開示請求内容の補正を行ったもので、異議申立書にある『担当職員から開示請求内容について直接補正を受けた』との事実はない。」との記載がある。当該事項については、当該保有個人情報開示請求書（乙 3）を添付したが（添付省略）、「1 開示を請求する保有個人情報」手書き欄の 2 行目、「総務省が特定市及び特定市立大学に対する照会及び指導」と書こうとしたところ、特定職員 A からの教示があり、「照会及び指導」を「問い合わせ」とするよう補正された。「照会及び」と書きかけたところで教示があり、横線消しし、「問い合わせ」と訂正して記述したものである。これが異議申立書に記載した補正の事実である。

以上 3 点について、補充理由説明書には明らか間違った記載がある。

したがって、総務省には何らかの「法令に違反する事実がない旨を確認した」ことを証明できる文書等が必ず存在しなければならない。存在しなければ組織的不作為であり、特定市及び特定市立大学の法令違反を隠蔽することは国家公務員としての違法行為である。

エ さらに特定市及び特定市立大学の法令違反及び条例違反

総務省の「法令に違反する事実がない旨を確認した」という行為によって、さらに、特定市及び特定市立大学が法令違反及び条例違反を繰り返しているので、資料を添付して説明する。（以下省略）

オ 結論

請願書にも記載したが、特定市立大学のハラスメント相談は、加害者のためにある「結果ありき」で、相談者を不都合なものとして排除すべく、長期にわたり調査中と欺き、苦しめ続け、あたかも大学が相談者にハラスメントをする状況である。今後、誰も私共のような辛苦を味わうことがないように切望すると共に、地方独立法人として運営されている大学の虚偽公文書作成の乱発は決して許されるものではない。

特定市立大学の顧問弁護士が兼務するコンプライアンスアドバイザーに相談した時、特定法律会計事務所特定弁護士は、「大学の先生が裁判の真似事などできるはずがない。」と吐き捨てるように言い放ち、「加害者の学生達への名誉棄損は発覚から 3 年経っており時効だ。」と続けた。

いじめ相談を 9 か月も放置した特定市立大学特定学部、当該部長及び内部通報を受けた監査室長からハラスメント相談を勧められ、他

大学が3か月程度で結論を出すのに、7か月以上も掛かり、結果的に内部通報の報復を受けた上、文部科学省からハラスメント相談のやり直しを含めた丁寧な説明要請があっても、個人情報開示請求が市審議会に諮問中であるとして、特定課長が説明責任を果たさなかった。加害者等からいじめの実態があったことを当方は確認できたので、今考えれば、時効待ちのハラスメント相談だったのかもしれない。今回、この時の特定市立大学の論法と同じように、総務省が個人情報開示請求に係る答申の結果を待って、不作為の真偽の検討をするとのことである。

国民を不適切な行政活動から護るということが、行政法学の最も重要な任務である。行政主体はいつも自分を正当化し、その活動について説明する必要がある。逆に主権者である国民はそのような説明を受ける立場にある。その意味でも行政主体は自分が持っている情報を主権者である国民に提供しなくてはならない。

今回の意見書2にも記載した特定市及び特定市立大学の法令違反を含め、総務省は法令違反ではないことを証明して頂くか、特定市及び特定市立大学に是正命令を出して頂くかをはっきりして頂きたい。

【添付書類：法令違反の根拠文書等】（省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人である開示請求者が、法13条1項の規定に基づいて行った平成27年10月20日付けの保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が法18条2項の規定に基づいて行った同年11月19日付け原処分を不服として、同年11月25日付けをもって行われたものである。

(2) 本件異議申立ての対象となる行政文書

ア 本件開示請求の内容

平成27年10月20日付けの本件開示請求の内容は、以下のとおり。

特定日A付け異議申立人が総務大臣に提出した請願書に対して、特定日B付け財務調査課から連絡文書を受領した。当該事項に関し、総務省が特定市及び特定大学に対する問い合わせの分かるもの全て（それ以降、現在まで含む。）

イ 原処分について

処分庁では本件開示請求に係る保有個人情報記録された文書を作成・保有しておらず、不存在であるため、これを理由とする原処分を行い、平成27年11月19日付け総財務第194号をもって異議申立人に通知したところである。

(3) 異議申立てについて

異議申立人は、平成27年11月25日付け（同年11月26日受理）で、原処分に対し、下記の理由により、処分を取り消し、本件開示請求内容を満たす行政文書等を特定して、開示を求める異議申立てを行った。

（異議申立て理由）

特定日C、総務省に出向き、中央合同庁舎第2号館2階の行政情報総合案内センターにおいて、特定職員Aに説明後、渉外担当の特定職員B立ち会いの下、財務調査課特定職員Cから保有個人情報開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」について、「特定市及び特定市立大学に対する照会及び指導」から「特定市及び特定市立大学に対する問い合わせ」にするよう補正を受けました。総務省は情報公開及び個人情報保護の主管省でありながら、総務省にわざわざ出向き、担当職員から開示請求内容について直接補正を受けたにも拘わらず、何故、全部非開示になるのでしょうか。

（当箇所以外、省略：異議申立人による請願書に関する経緯及び意見のため。）

(4) 諮問庁の意見

ア 総務省における異議申立人の請願書等に対する対応の経緯について
異議申立人が特定日A付けで総務大臣に提出した請願書は、特定市立大学が特定市の条例に基づき行った個人情報の開示を含めた取扱いが不適正であるとして、地方独立行政法人法122条3項及び4項に基づく是正命令等を求めたものである。しかしながら、同3項及び4項に規定される違反行為等の是正命令は、地方独立行政法人等の法令違反を対象とし、条例違反は是正措置の対象外（処分権限を有していない）としているため、総務省では対応できないものと判断し、請願法4条の規定に従い、正当な官公署（特定市）を特定日B付けの文書（別添、添付省略）で連絡するとともに、請願書の添付書類については、多くの個人情報記載されていたため、連絡文書に同封し返送したところである。また、その後、異議申立人から総務省に対し、総務省ホームページの「総務省へのご意見・ご提案の受付」フォーム及び「コンプライアンスに関する情報の受付」フォームより、問い合わせやご意見があったため、回答メールを作成し本人に送付したところであるが、連絡文書及び回答メールを作

成する過程において、特定市及び特定市立大学に対して照会・問い合わせなどを行い、かつ、照会・問い合わせなどの内容とともに異議申立人の個人情報を記録した行政文書を作成するということはしていない。

イ 本件開示請求を全部不開示とした理由について

異議申立人は、本件開示請求における記載事項「1 開示を請求する保有個人情報」の内容に対し、担当職員から直接補正を受けたにも拘わらず、何故、全部非開示になるのかと主張しているが、前述のとおり、請願の事案が総務省で対応可能なものではなく、そもそも特定市及び特定市立大学に対して照会・問い合わせなどを行い、かつ、照会・問い合わせなどの内容とともに異議申立人の個人情報を記録した行政文書は作成していない。異議申立人にはその旨を説明したにもかかわらず、その上で、異議申立人本人が保有個人情報開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」の記載内容を修正したものであって、補正後の開示請求文書について、総務省で保有していることを約束したのではない。

以上のことから、異議申立人の「担当職員からの直接補正を受けた」という理由をもって、全部非開示（不開示）とすることが不適切であるとの主張は認められず、原処分を維持することが妥当である。

※1 別添：特定日 A 付け請願書及び特定日 B 付け連絡文書（添付省略）

※2 補足意見

異議申立書において、請願内容が「地方公務員法違反であることを確認」とあるが、請願内容のどの事項が地方公務員法のどの規定に違反するかも示されておらず、総務省において確認した事実はない。

2 補充理由説明書

理由説明書（上記1）の「（4）諮問庁の意見」の「イ 本件開示請求を全部不開示とした理由について」中、「そもそも特定市及び特定市立大学に対して照会・問い合わせなどを行い、かつ、照会・問い合わせなどの内容とともに異議申立人の個人情報を記録した行政文書は作成していない」の記載については、特定市及び特定市立大学に対して照会・問い合わせを一切行っていないということではなく、行政文書による照会・問い合わせは行っていないことを意味している。実際には、連絡文書及びご意見メールに対する回答メールを作成する過程において、電話にて特定市及び特定市立大学（連絡文書作成時のみ）に対して事情を聴取し、法令に違反する事実がない旨を確認した。なお、当該事情聴取に係る行政文書は作成

していない。

また、保有個人情報開示請求書の補正については、異議申立人に対して、特定市及び特定市立大学へ行政文書による照会・問い合わせは行っておらず、電話により事情を聴取したこと、また当該事情聴取に係る行政文書も作成していないことを伝えたところ、自ら開示請求内容の補正を行ったもので、異議申立書にある「担当職員から開示請求内容について直接補正を受けた」との事実はない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月28日 異議申立人から意見書1を收受
- ④ 同年7月5日 審議
- ⑤ 同月25日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同年8月16日 異議申立人から意見書2を收受
- ⑦ 同年9月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定日A付け異議申立人が総務大臣に提出した請願書に対して、特定日B付け総務省自治財政局財務調査課から連絡文書を受領した。当該事項に関し、総務省が特定市及び特定市立大学に対する問い合わせの分かるもの全て（それ以降、現在まで含む。）」である。

処分庁は、本件対象保有個人情報が記録された行政文書を作成・保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、本件開示請求内容を満たす行政文書等を特定すべきであるなどとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 本件開示請求に係る総務省による特定市及び特定市立大学への問合せについて、諮問庁は、総務省が異議申立人宛てに送付した上記1の特定日B付けの連絡文書及び上記第3の1(4)の回答メールを作成する過程において、電話にて特定市及び特定市立大学（連絡文書作成時のみ）に対して事情を聴取し、法令に違反する事実がない旨の確認はしたが、当該事情聴取に係る行政文書は作成していない旨説明する。
- (2) これに関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、総務省においては、外部への照会等のために電話聴取を行った際、必ずしもメモ等を作成することを求める規程等はないとのことであり、その外、事情聴取に係る行政文書が作成等されていることをうかがわせるよ

- うな特段の事情も認められないから、諮問庁の上記の説明は首肯し得る。
- (3) また、当該電話聴取に係るものを含め、改めて、文書の探索の方法及び範囲について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、担当課の書庫、事務室及び共用ドライブ内を探索しても当該文書に該当する紙文書及び電子データはなかったとのことであり、探索の方法及び範囲にも特段の問題はないと認められる。
- (4) したがって、総務省において本件対象保有個人情報記録された文書を作成・保有していない旨の諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

- (1) 異議申立人は、本件保有個人情報開示請求書の「1 開示を請求する保有個人情報」の内容に対し、総務省担当職員から直接補正を受けたにもかかわらず、なぜ、全部不開示となるのかなどとも主張しているが、諮問庁の説明によれば、当該職員が異議申立人に対して、上記2(1)の内容を伝えたところ、異議申立人本人が開示請求内容の補正を行ったものとしているところ、この説明に対し、異議申立人から具体的な根拠に基づく反論はなく、また、その外当該説明を覆すに足りる事情も認められない。
- (2) 異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、総務省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史